5　証明書受給者は、法第二十七条第一項の規定により、複合第一種特定原産地証明書（第六条の二（次項の規定により準用する場合を含む。）の書面をいう。以下この項及び第二十五条において同じ。）に係る第一種特定原産地証明書の一部の発給の決定が取り消された場合において、当該複合第一種特定原産地証明書を経済産業大臣に返納したときは、当該複合第一種特定原産地証明書に係る第一種特定原産地証明書のうち当該取消しに係るもの以外のものの再発給を受けることができる。

6　第六条の二の規定は、第一項及び前項の規定による再発給について準用する。

（複合第一種特定原産地証明書の返納）

第二十五条　法第二十七条第一項の規定により複合第一種特定原産地証明書に係る第一種特定原産地証明書の全部又は一部の発給の決定が取り消された場合の法第二十九条の規定による返納は、当該複合第一種特定原産地証明書の返納をもってするものとする。　［新設］

第二十六条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○公正取引委員会　消費者庁告示第四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、チューインガムの表示に関する公正競争規約（昭和五十年公正取引委員会告示第十九号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月十七日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　全国チューインガム業公正取引協議会（委員長　野嵜　雅司）の申請に係るチューインガムの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年三月二十六日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

チューインガムの製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

チューインガムの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、チューインガムの表示を適正化するための事項を定めることにより、不当な顧客の誘因を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、チューインガムの表示を適正化するための事項を定めることにより、不当な顧客の誘因を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（定義） **第2条**　この規約において「チューインガム」とは、ガムベースに必要により糖類、香料等を加えて製造した菓子類をいう。 2　この規約で「事業者」とは、チューインガムを製造し、加工し、販売し、又は輸入して販売する事業者をいう。 3　（略）	（定義） **第2条**　この規約において「チューインガム」とは、ガムベースに必要により糖類、香料等を加えて製造した菓子類をいう。 2　この規約で「事業者」とは、チューインガムを製造し、加工包装し、販売し、又は輸入して販売する事業者をいう。 3　（略）
（必要な表示事項） **第3条**　事業者は、チューインガムの容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項をそれぞれチューインガムの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　添加物 (4)　（略） (5)　賞味期限 (6)　保存の方法	（必要な表示事項） **第3条**　事業者は、チューインガムの容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれチューインガムの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。この場合において、第1号から第5号に定める事項にあっては、一括して表示する。 (1)・(2)　（略） (3)　（略）